

休眠預金等活用法に係る異動事由

当行は、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下 休眠預金等活用法といいます）」にもとづく異動事由として取り扱います。

1. 休眠預金等活用法に係る異動事由

- (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りです。）
 - ①公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申出による預金通帳、証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越があったこと
- (5) 預金者等の申出による預金種別の変更、移管または積立式定期預金における支払開始日の変更があったこと
- (6) 総合口座通帳、ためトク通帳、定期預金通帳の中に記帳されている普通預金、貯蓄預金、定期預金のいずれかの預金について、前項（1）から（5）に掲げるいずれかが生じたこと

2. 規定の変更等

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2020年4月1日現在)